

平成十九年十月九日付け広島県報（定期）第七十七号に登載の広島県告示第千号の一部を次のように訂正する。

農林水産部農林整備局治山室長

一	ページ		
後ろから四	行		
2 立木の伐採の限度	誤		
2 （四） 立木の伐採の限度	正		間伐に係る森林は、次のとおりとする。